

平成29年度答申第11号  
平成29年8月7日

諮問番号 平成29年度諮問第12号（平成29年6月23日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 故P（大正2年a月b日生まれ。）は、昭和9年6月1日、海軍に入隊し、昭和19年5月18日、戦病により兵役免除となった。

（軍人手帳（「昭和9年6月1日 現役編入」で始まる履歴等が記載された部分））

（除籍謄本（A市長作成、平成24年4月12日付け）（筆頭者：P））

- (2) 故Pは、昭和16年9月15日、故Qと婚姻し、また、同年c月d日には、同人との間に審査請求人が誕生し、その後、昭和22年9月5日、故Qと協議離婚した。故Pは、昭和23年3月1日に死亡した。

なお、故Qは、その後Rと再婚し、同人と審査請求人とは、昭和29年3月13日、養子縁組をした。

（除籍謄本（A市長作成、平成24年4月12日付け）（筆頭者：P））

（戦没者等の遺族の現況等についての申立書（審査請求人作成、平成27年4月20日付け））

（戸籍全部事項証明書（B市長作成、平成27年4月20日付け）（筆頭者：審査請求人））

(3) 審査請求人は、平成27年4月22日、居住地のB市長に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）4条の規定に基づき、故Pに係る特別弔慰金請求書を提出した。この請求書は、同年9月30日にC知事において受け付けられ、同年11月2日にはD知事（以下「処分庁」という。）において受け付けられた（以下、この請求を「本件請求」という。）。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（審査請求人作成、平成27年4月20日付け））

(4) 処分庁は、平成29年1月6日付けで、審査請求人に対し、「死亡したP様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する公務又は勤務に関連した傷病に起因して死亡した者とは認められません。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を記載して、本件請求を却下する旨の処分（以下「本件却下処分」という。）をした。

（却下通知書）

(5) 審査請求人は、平成29年2月23日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 審査庁は、平成29年6月23日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問説明書）

(7) 審査請求人は、平成29年7月14日、当審査会に対し、追加資料2点を提出した。

## 2 本件審査請求の要旨

故Pの軍人手帳に「戦病ニ依り兵役ヲ免除ス」との記載があることから戦病死であると認められると考えていたが、都道府県の審査において故Pの死亡届（以下「本件死亡届」という。）の写しの提出を求められ追加提出した。本件死亡届には死亡の原因は「胃癌」と記載されていたが、当時家族から「父は肺を病んでいるから近くには寄らないように」と聞かされており、肺に関する感染症であると認識していた。当時の医療水準で胃がんと診断が果たして適切かどうか、入院、退院、自宅療養から死亡までの診察録を十分に認識された上で、胃がんのみで死亡したと認定したのか甚だ疑問である。本件死亡届の記載のみで結論付けるのではなく、軍人手帳等の記載を含め、十分な調査の上で判断いただきたい。

よって、本件却下処分を取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人が提出した故Pの軍人手帳の写し及び厚生労働省が保管している海軍履歴原表等の資料から、故Pは在職中に公務傷病として肺結核を発病したことが認められるものの、死因についての記録はない。また、審査請求人が提出したE法務局F支局に保管されていた本件死亡届の写しには死因が「胃癌」となっており、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）34条に規定されている公務又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したと認めることはできない。なお、故Pは、昭和19年6月から死亡した昭和23年3月まで肺結核により海軍軍人増加恩給を受給しているが、死亡後に遺族に恩給が裁定されたことは確認できなかった。また、遺族援護法に基づく弔慰金の裁定記録もなかった。

審査請求人は、反論書において、本件死亡届の記載内容に事実と異なると思われる点はいくつかあり、死因病名についても信用できないとしているが、本件死亡届は、これにより戸籍処理が行われE法務局F支局に保管されている公的書類である。また、審査請求人は、結核にかかれば結果として命を落とすと思うと主張しているが、故Pが結核により死亡したことを確認できる資料がなく、本件死亡届の記載を否定し得る資料がない以上は、死因は胃がんであるとの処分庁の判断は妥当と考える。

したがって、故Pは公務又は勤務による傷病により死亡したと認めることはできず、原処分は適正であって、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

## 第3 当審査会の判断

### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

#### (1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるS（以下「審理員S」という。）、同室総括審理専門官であるT及び同室企画調整専門官であるU（以下「審理員U」という。）を指名し、うち審理員Sを審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成29年4月13日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出し、また、審査請求人は、同年5月8日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。（同月10日到着）

ウ 審理員Uは、平成29年5月26日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同年6月9日である旨を通知した。

エ 審理員Sは、平成29年6月2日付けで、審査庁に対し、「審理員 S」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Uは、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付 (B市長) : 平成27年4月22日

(C知事) : 同年9月30日

(処分庁) : 同年11月2日

本件却下処分 (処分庁) : 平成29年1月6日 (本件請求から89週間)

本件審査請求 : 同年2月23日 (審査庁受付日)

審理員意見書提出 : 同年6月2日 (審査庁受付日から14週間)

諮問書提出 : 同月23日 (審査庁受付日から17週間)

- (2) 本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、前記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 S」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員T及び審理員Uとの合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 特別弔慰金支給法は、3条において、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定している。この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者をいい（特別弔慰金支給法2条1項）、「遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者」とは、遺族援護法34条によって弔慰金を受ける権利を取得した者をいう。

(2) 資料（平成29年4月13日付け弁明書及びその添付資料）によれば、処分庁の本件請求に対する審査の過程は、次のようなものであったと認められる。

ア 処分庁は、故Pの公務員としての身分、死因等について、厚生労働省に調査を依頼し、同省から、平成28年3月29日付けで、公務疾病（肺結核）により兵役が免じられている旨の回答を得た。また、同省から、同年9月20日付けで、①海軍軍歴原表等の同省保管資料を調査したところ海軍軍人在職中に公務傷病として肺結核を発病したとの記録があったが、死因についての記事はなかったこと、②遺族援護法に基づく弔慰金等の審査裁定記録もなかったこと、③したがって、死亡した者の死亡の事情について資料等（法務局又は市区町村保管の死亡届及び死亡診断書等）で死因が確認できなければ、特別弔慰金の受給権を認めることは困難である旨の回答を得た。

イ そこで、処分庁は、Cに対し、審査請求人から故Pの死亡届及び死亡診断書を提出してもらうよう依頼し、平成28年11月30日付けで、本件死亡届及び死亡診断書（以下「本件診断書」という。）の写しの送付を受けた。これによれば、故Pの「死亡の原因」の「直接死因」の欄には、「胃癌」との記載があり、兵役免除の原因となった肺結核に係る記載はなかった。

ウ 処分庁は、これらを踏まえて、本件請求に係る証拠書類を検討した結果、故Pが公務傷病として肺結核を発病したことは認められるものの、審査請求人が主張する「肺に関する感染症」により死亡したことが確認できる証拠や資料等がなく、一方、死亡した者の「死亡の原因（直接死因）」が胃癌であるとする本件診断書の記載を否定し得る証拠や資料等はないものと判断し、故Pは遺族援護法34条1項に規定する「公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者」には該当せず、特別弔慰金支給法2条1項の要件を満たさないとして本件却下処分をした。

(3) 特別弔慰金支給法2条1項の規定によれば、特別弔慰金の支給を受けるためには死亡した者について遺族援護法による弔慰金を受ける権利が取得されていることが要件とされている。

そこで、故Pは、軍人として昭和9年6月1日から昭和19年5月18日までの在職期間が認められることから、同人が遺族援護法34条1項又は2

項1号に規定する公務又は勤務に関連した傷病に起因して昭和16年12月8日以降に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者に該当するか否かについて検討する。

故Pが「在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、死亡した軍人軍属であつた者」に該当するというためには、特定の傷病について、①当該傷病が在職期間内に被つたものであること、及び、②死亡した者が当該傷病が原因となって死亡したことのいずれの要件も満たしていると認められることが必要である。しかしながら、本件において、故Pの死因をうかがわせる資料としては、故Pの直接死因を「胃癌」と記載した医師V作成の昭和23年3月1日付け本件診断書の写しのほかには、客観的な資料は存在しない。

なお、前記のとおり、故Pは、在職期間中に公務傷病として肺結核を発病し、これにより兵役免除となつたことが認められるけれども、本件診断書には「直接死因」欄のほかの「死亡の原因」欄は空欄であつて、肺結核に関する記述はどこにも存在しない。また、その他の一件資料を精査しても、故Pの兵役免除の原因となつた肺結核と同人の死亡の関連をうかがわせるに足りる客観的な資料は見当たらない。

そして、本件診断書の記載によれば、上記胃がんの発病年月日は、兵役免除から3年以上経過した後の昭和22年7月23日であり、胃がんが「公務上の傷病」とであると認めるに足りる客観的な資料は存在しない。

したがって、本件に現れた資料からは、故Pの直接死因である胃がんが公務に起因し又は勤務に関連する傷病であると認めることも、故Pが肺結核により死亡したと認めることも困難であるというべきであるから、審査請求人が主張するように故Pが在職期間内に公務に起因し又は勤務に関連して被つた傷病に起因して死亡した者に該当すると認めることはできない。

- (4) なお、審査請求人は、反論書において、本件死亡届の内容について、①死亡時の年齢は35歳5か月であるが36歳と記載されていること、②配偶者が存在していたが離別とされていること、③財団法人Wの会員証の交付日は昭和22年6月20日であるが発病年月日が同年7月23日と記載されており疑わしいこと、④死亡日は昭和23年3月1日であるが届出日が同年2月と記載されていることなど、事実と異なると思われる点があることから、死因病名についても信用できないと主張する。

①については、本件死亡届添付の本件診断書の年齢欄に数え年との記載が

あるので死亡時の年齢の記載は誤りではないこと、②については、故Pの除籍謄本には、昭和16年9月15日婚姻、昭和22年9月5日協議離婚との記載があり、死亡時の区分の記載は誤りではないこと、③については、Wは傷痍者を会員として互助事業を行う団体であり、胃がんの発病時期とは関連がないこと、また、④についても、届出人が誤って記載したものであると考えられ、G村長の受付年月日として昭和23年3月2日との記載があることからすれば、いずれも本件死亡届及び本件診断書の内容の信頼性を損なうものとは認め難い。

(5) 以上によれば、本件却下処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断は妥当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ